

事業評価書（事後）

平成 20 年 8 月

評価対象（事業名）	重度障害者在宅就労促進特別事業	
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	
関係部局・課室	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課	
関連する政策体系		
基本目標	VIII	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策目標	1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること
施策目標	1-1	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
個別目標 1		地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること
個別目標 2		障害者の一般就労への移行支援や障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること
個別目標 3		サービスの円滑な利用や社会参加を支援するための体制を整備すること
個別目標 4		自立を支援する医療体制を整備すること

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成 16 年度）
<p>(1) 現状分析</p> <p>IT化の進展は在宅就業を可能としたが、在宅の重度障害者が在宅のまま就労するための支援が行われていないため、現実にはこれらの者の就業の機会はほとんど得られていない。</p> <p>(2) 問題点</p> <p>障害者の在宅就労については、身体障害児・者実態調査等からそのニーズはあるものと推察されるが、上記のような支援策がないことが、在宅の重度障害者の就業機会を阻害する主な要因であると考えられる。</p> <p>(3) 問題分析</p> <p>ITを活用し、デジタル・デバイドを解消するための訓練を実施しつつ、企業から受注した仕事を元に訓練を行い、在宅での就労に結び付ける支援策を創設し、在宅の重度障害者に就業機会を与えることで、この問題は解決できると考えられる。</p> <p>(4) 事業の必要性</p> <p>都道府県等が本事業を実施することにより、在宅就労に必要な情報処理技術の教育、企業から受注した作業を用いた訓練指導等を行うとともに、在宅就業に関するノウハウをもつ支援団体を通じ、在宅就労に関する相談・援助を行うことで、これらの問題を解決し、障害者の在宅就労が促進されるものである。</p>
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
<p>(1) 現状分析</p> <p>重度障害者在宅就労促進特別事業は、平成 18 年度の障害者自立支援法の施行にあたり、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態で業務を効率的・効果的に実</p>

施することが適当と判断されたため、個別の補助事業から、包括的に補助金を交付し、その中で市町村・都道府県の自主判断により実施する「地域生活支援事業」におけるメニューの1つとして再編され、実施されているところ。

(2) 問題点

働く意欲と能力のある障害者が企業などで働くことができるよう、福祉施策と雇用施策が連携することにより、在宅就業障害者に対する支援策は整備されつつあるが、

- ① サービス利用者の情報処理技術と発注元（企業）サイドの要求レベルに差が生じているという声
- ② 年間を通じた仕事の繁閑（受注時期の違い）があるという声、
- ③ そもそも企業からの発注量（仕事の量）が少ないという声があるなど、企業等や利用者には様々な不安が生じている。

(3) 問題分析

事業主体である都道府県・市町村（委託している場合には委託事業者）が

- ① 利用者に対する在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等の充実に図り、
- ② 一般雇用を希望する者のための職場開拓等の営業活動を強化する、
- ③ 在宅就業障害者に対しての就業機会の確保・提供を図るために企業への仕事の発注を促す、
- ④ 職業講習、就職支援等の援助を行う在宅就業支援団体と連携を図っていく等により、サービス利用者の情報処理技術の向上や、仕事量の増加等が図られるものと考えられる。

(4) 事業の必要性

障害者の所得確保は喫緊の課題となっていることから、都道府県が「工賃倍増計画」を策定し、障害者の就労施設等における工賃のアップを目指しているところであるが、在宅における工賃アップについては、対象外となっているところ。

このような状況の中、

- ① 在宅就労に必要な情報処理技術の教育が図られ稼働能力が向上することにより所得の向上が図り、
- ② 企業等が仕事の受注・発注を通じて障害者の雇用に対する理解が図られることが見込まれる等、障害者の社会参加にもつなげる事業が必要と考えられる。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

在宅の重度障害者を対象にITを活用した企業からの仕事の受注・分配等を行う在宅就労事業者（バーチャル工房）に対して補助を行うとともに、工房を利用する障害者の技術指導等にかかる支援を実施する。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）

予算額（単位：百万円）	H17	H18	H19	H20	H21
	50	24,500 の内数	40,000 の内数	40,000 の内数	45,000 の内数

※「H21」については予算概算要求額

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標

在宅雇用者、在宅起業者数、在宅就労の訓練者数

政策効果が発現する時期

平成19年度以降

4. 評価指標

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
1	在宅雇用者、在宅起業者数	-	-	65人	168人	今後集計予定
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べによるが、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
1	在宅就労の訓練者数	-	-	74人	126人	今後集計予定
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、社会・援護局障害福祉部障害福祉課調べによるが、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。						

5. 事前評価の概要

必要性の評価
<p>(1) 公益性の有無（主に官民の役割分担の観点から） 社会的な在宅就労環境を整備することにより、障害者の就労を促進することは、個々の企業の取組みを超えて、行政が行うべきものであり、公益性を有する。</p> <p>(2) 国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から） 障害者の在宅就労については、全国的にも新しい試みであり、国として特定の地域に偏ることがないように、全国的な視野に立った配慮を行うことが必要であり、国と地方の連携体制を確立しつつ、実施していく必要があることから、国で実施することが適当である。</p> <p>(3) 民営化や外部委託の可否 本事業は、在宅就労に関する知識を有する民間への委託により実施することで、効率的・効果的な実施が可能である。</p> <p>(4) 緊要性の有無 近年の厳しい雇用失業情勢等の中で、障害者の解雇者等が増加していること、及び障害者基本計画等により、障害者施策が施設福祉から地域生活支援へと大きな流れにある中で、障害者の雇用・就業の場を拡大していく必要があることから、本事業により障害者の在宅就労の場を拡大することは喫緊の課題である。</p>
有効性の評価
<p>(1) 政策効果が発現する経路 従来、就業の機会を得ることができなかった通勤の困難な在宅の重度障害者が、本事業を活用することにより在宅での就業が可能になる。</p> <p>(2) これまで達成された効果、今後見込まれる効果 在宅就業の拡大により、障害者の雇用の促進に資するとともに、在宅雇用・企業により障害者が経済活動に参加することで、相当の経済効果も見込めるものである。</p> <p>(3) 政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項 在宅就労環境の整備を行う事業であるので、具体的に障害者の就業の効果が出るまでに一定の時間がかかるものと思われる。</p>
効率性の評価
<p>(1) 手段の適正性</p>

当該事業が行われない場合、在宅の重度障害者の就業の道を閉ざすことになる一方、本事業の実施により、従来就労が困難であるとされてきた障害者が労働者となりうるなど、相当の効果が見込めることから、本事業の実施は適正であると考えます。

(2) 費用と効果の関係に関する評価

上記のとおり、従来福祉サービスを受用する側であった在宅の重度障害者が同時に在宅就業により経済活動に参加することで、障害者にとっても社会的にも相当の効果が見込めるものである。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)

- ・事業主体(都道府県・市町村。民間事業者への委託も可能。国は事業主体が事業を行うための補助金を包括的に交付。)がサービス利用者に対し、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練を行うための訓練を受注。
- ・在宅就労に必要な情報処理技術の教育・指導、企業から受注した作業を用いた訓練指導の実施、自立に向けた支援を実施。
- ・従来、就業の機会を得ることができなかった通勤の困難な在宅の重度障害者が、本事業を活用することにより在宅での就業が可能になる。
- ・在宅就業の拡大により、障害者の雇用の促進に資するものとともに、在宅雇用・企業により障害者が経済活動に参加することで、相当の経済効果も見込める。

有効性の評価

平成17年度の重度障害者在宅就労促進特別事業の利用者数は139人であったが、平成18年度は294人と増加しており、在宅就業障害者の就業機会は着実に確保されていると評価できる。

事後評価において特に留意が必要な事項

特になし。

(2) 効率性の評価

効率性の評価

就業の機会を得ることができなかった通勤の困難な在宅の重度障害者にとって、在宅就労の場を拡大することは喫緊の課題であったが、本事業により、従来就労が困難であるとされてきた重度障害者が労働者として働くことが可能となり、ひいては本人の経済的な自立にもつながることから、効率性においても高く評価できる。なお、本事業は平成17年度に廃止となったが、事業の趣旨は、障害者自立支援法に規定する地域生活支援事業に引き継がれているところである。

事後評価において特に留意が必要な事項

特になし。

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

特になし。

(4) 政策等への反映の方向性

政策評価を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

7. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）
Ⅱ重点的に取り組むべき課題
2活動し参加する力の向上
（3）IT革命への対応
急速に進展する高度情報通信社会において障害者の社会参加を一層推進するため、デジタル・ディバイド（ITの利用機会及び活動能力による格差）解消のための取組を推進する。
特に、ITの利用・活用が障害者の働く能力を引き出し経済的自立を促す効果は大きいことから、その積極的な活用を図る。
また、障害者が地域で安全に安心して生活できるよう、ITの活用による地域のネットワークを構築する。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
- ④会計検査院による指摘
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。